

令和3年度第3回鹿屋市子ども・子育て会議について 会議録（要点筆記）

日 時	令和3年12月17日（金） 14:00～15:30	
場 所	鹿屋市役所 7階大会議室（一部オンライン参加）	
委員出欠	出席委員（23名）	朝野委員、エルメス委員、鮫島委員、立切委員、鶴田委員、山口（翔）委員、山口（な）委員、安樂委員、森委員、宮脇委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、宮下委員、久野委員、新川委員、有川委員、清水委員、柳田委員、兒島委員、川崎委員、末吉委員、吉永委員
	欠席委員（4名）	米重委員、寶満委員、堂園委員、渡邊委員
事務局及び関係課部課出席者	深水部長、栢木課長、井料課長補佐、下假屋係長、須山係長、山下係長、松元係長、今原主査、小倉主任主事 （福祉政策課）赤崎係長 （健康増進課）川野主査 （教育総務課）川越課長 （学校教育課）藤崎指導主事 （生涯学習課）岩元指導主事	

【1 開会】

【2 報告】

- (1) 令和3年度第2回子ども・子育て会議の報告
- (2) 認定こども園における認定変更について

（委員の意見等）

（委員）

- ・報道があったことについて、共通認識をもっているのかどうか、確認は取れているのですか。そうでなければ、説明されても分からないと思うのですが、どうですか。
- ・報道がでたときに、一般市民として驚きました。報道の内容が事実と違うのであれば、説明をしたほうが良いのではないですか。

[事務局]

9月議会で「認定こども園の1号教育、幼稚園部分の定員超過の状況が見受けられるが、どういった現状なのか」といった問いがあり、その問いに対して、令和2年度鹿屋市にある認定こども園の中で1号の定員を超過した人数と、その部分に係る給付費の相当額は9千万円になりますという説明をしました。

新聞報道があったのは、「不適切」や「不正」という単語があったが、それについては、新聞社側が判断した単語であり、そのような「不正」という単語は使っておらず、また、返還をする、しないというような話もしておりません。

一番最後にありますように、鹿屋市だけがこの問題を生じさせていることではなく、県内複数の自治体、全国の自治体でも取り上げられており、国の方でもこの問題を承知しているような状況です。全国でおきていることなので、しっかりと整理して来年4月からは適正と言われる範囲の中で調整をしていきたいという説明となります。

（委員）

新聞報道があつてから、事務局に「子ども・子育て会議の次回開催までに、委員を招集するなどして説明をした方が良いのではないですか。」と提案をしたが何もありませんでした。今、説明を聞いて分かりましたが、県や国に問合せをしていることなど、状況について回答があつても良かったのではないですか。

[事務局]

途中の経過についてご説明がなかったことはお詫びいたします。

9月議会終了後、県を通じて国に問合せを行い、11月に国と県のそれぞれから回答がありました。その後、さまざまな調査等を行い、すべてを終えてからということなので、今になりました。

(委員)

鹿屋市としての具体的な方向性や対策については、国や県の結果待ちということによろしいですか。

[事務局]

現行の制度の中で可能な限り手を尽くして、保護者、認定こども園、市民、地域の方からみても疑義がないような制度の運用を考えていきたいと考えています。

(委員)

新聞報道について、内容が違うことについての弁明や市民に向けてホームページに掲載するなど、何かしら対応をしたほうが良いのではないですか。

[事務局]

この問題は、国との確認・調整も必要ですし、他市への影響もあります。鹿屋市の判断と他市町村の判断が異なることは、あってはならないと思いますので、慎重に作業を進めなければならないことをご理解ください。

(委員)

この問題を公にしているのは、全国でも2つくらいの自治体しかないとのことですが、今回、大事にせざるを得なくなった背景やなぜ鹿屋市がクローズアップされているのですか。他の市町村では具体的な問題になっていないということですか。

[事務局]

鹿屋市がこの問題を公にした理由は、昨年12月から鹿屋市内の社会福祉法人の特別監査を行っている中で、この問題を認識し、定員をはるかに超えた状態が発生しており、他の園においても同様に起こっていたので、これについては是正すべきではないかと市保育会に相談し、公にしながら適正化に向かいましたことでした。

この問題は、公になっているのは2つ3つですけれども、全国のすべての県で起きており、全国の保育協議会でも満3歳児の取扱いは議論をしてほしいと国に要請をしています。少しの自治体ではなく、全部の県で起きていることをご理解ください。

【3 議事】

(1) 「令和4年度教育・保育施設の定員変更について」

<結果>

①はらいがわ保育園については、判断基準を満たしていないため、今回は見送ることとする。

②いずみ幼稚園については、希望通り認めることとする。

※定員増と区分変更については、次回協議することとする。

《質疑・意見等》

(委員)

はらいがわ保育園についてですが、一番最後に判断基準を満たさないとあります。令和4年度から認定こども園に移行する園が、判断基準を満たしていないにもかかわらず、定員の変更ができたという事例がありましたが、どういう基準で判断基準を満たさなくても変更できるのですか。

[事務局]

まず判断をするためには、この判断基準が基本になり審査をかけていきます。しかしながら、この運用通りやった結果、他の園では維持されるべき水準が維持できないような不利益が生じる場合に、それは救済するべきだという場合につきましては、コンプライアンスの範囲として認めていただきたいとそういった考え方で整理しています。

(委員)

はらいがわ保育園の定員減について、なぜそれを認めてないのですか。

[事務局]

10名の方の定員を減らすと、10名の子どもが入れなくなるという単純な理屈で、10名の子どもの行き場所がなくなります。空き待ちとあって、年度途中で入れない子どもがいたりするのですが、更に入れなくなる子どもが増えるということもありますので、現状74人入っていただいているので、他の園との関係や子どもの行き場所を確保しておくという意味で、今回はそのような判断でご提案しているところです。

(委員)

はらいがわ保育園は、年長が何人減るから来年はこの人数でと考えたのではないのですか。

[事務局]

現時点での判断のルールは前年の9月から今年の8月までの12月の平均で判断しましょうというのが今の判断のルールですので、来年そういう数字を確認したうえで、判断させていただきませんかということです。

(委員)

定員増と区分変更は来年1月に検討してからということなんですが、区分変更で和光こども園が1号認定を30名増やして55名と大幅に変更されるということですが、これは何か理由があったことなのですか。どのような理由か分かっていたら教えてください。

[事務局]

1つは育児休業の取得向上を目指した取り組みを国・県・市町村が強化するということが今後推察されるという理由。それに伴って男性の育児休業の取得が増えると考えられることから、0歳と1歳の子どもの保育が減少すると考えているようです。満3歳児以上については、特に教育認定は保護者の就労に関わらず入所可能となっていることから、希望が増加傾向にあるということで保育の方を減らして教育を増やすということで区分変更の申請をしてきているところです。

【4 その他】

(その他の意見)

(委員)

私は保育園に入れなくて幼稚園に入ったのですが、保育園のバスの運用というのは、園それぞれでされているんですか。

(委員)

それは、園がそれぞれの判断のもとで運用しているところです。どの園が送迎バスを運用しているかは、鹿屋市のホームページをみれば分かると思います。

(委員)

市役所で、居住地や職場から遠い園を紹介されたことがあります。親としては、預けられればどこでもいいのですが、離れたところの保育園でもバスがあれば、私たちはお願いしやすと思うので、その保育園のフォローを市役所から手厚くしていただければと思うのですが

[事務局]

意見としては十分わかります。そこは街地区だけ利用者が入っていくと、周辺部のところは保護者の方からすれば行かないという、そうすると全体としてのバランスも我々は考えていかなければいけないので、保育会と話をしながら調整していきたいと思います。

(委員)

さきほどの定員減のことで、園児何人に対して何人の先生が必要であるか具体的にはわかりませんが、定員が減っても減らなくても、その園の先生たちの数は減らない。園児が入ってこなければその分の収入はないので、先生たちは辛抱しながら一年を乗り越えないといけないのだなと思いました。

(委員)

うちも上の子が2歳になって下の子が生まれたときに、近くはいっぱいだというので、遠い園を紹介をされました。バスもでていう紹介も受けたのですが、途中で体調を崩したら迎えに行かないといけないとか、遠いところに預けるとなったときに不安もあったりして、身近なところをお願いをしました。子育てをしていく中で分かることもあるし、第1子目だと不安もあったりするので、市役所に相談に行ったら、遠いところは空いているというだけの紹介になってしまうので、不定期でもいいので、遠くに預けている保護者の意見が聞ける機会を作ってくださいと、今から子供を産んで育てていく、子育てしやすいのかなと思ったりするところがあります。

[事務局]

途中から議論になっております、判断基準については、今回減の部分だけを議論させていただいて、今回、増の部分は見送ったのは判断基準を見直すことが大きな理由になっております。この増のところは、保護者からみたところの利便性という問題や幼稚園、保育園、こども園からみた地域のバランス、それぞれの園の努力の中での存続などをトータルで見た中で、保育会 幼稚園協会それぞれにも事前にご相談をして、ある程度論点をしっかりと整理したうえで皆さんに諮るときには論点がわかるような形で来年度以降、保護者にとってもこども園にとっても行政にとっても皆さんに見えるような形で努力をしたいと思っていますので、次回までお待ちいただければと思います。

[事務局]

人の配置基準の話ですが、0歳児につきましては、3人に1人保育士の先生が必要です。1歳2歳になると6人に1人、3歳児になると20人に1人、4歳5歳だと30人に1人という配置基準があります。当然0歳児を入れるときには3人に1人の部分になりますので、なかなかそこで受け入れ態勢が難しいところがあるので、他の園を案内せざるをえないという状況があるのはご理解いただきたいと思います。ただ、上のお子さんと同じ園に行かせたいという気持ちはわかります。そこは、保育園と空いているか空いていないか調整をしながらやっていく状況です。

[事務局]

子育て給付金について説明
次回開催予定日の連絡

【5 閉会】